

館山市情報提供
令和元年10月3日
担当：社会安全課
危機管理室
☎0470-22-3442

台風15号被害及び対応について

○被害状況（10月1日時点） 【本部班：危機管理室】

住家被害（県へ報告し、公表している件数）

全壊	62棟
半壊	750棟
一部損壊	438棟

市が受理した「罹災証明申請書」の記載内容や写真等を内閣府の被害家屋認定基準に照らして被害状況を推定したもの

○避難所（10月1日時点） 【収容班：教育委員会】

2カ所：16世帯20人（菜の花ホール13世帯16人、旧神戸小3世帯4人）

※避難者の家庭の生活実態や今後の生活についての希望調査は終了している

今後は、被害家屋の判定後、家屋の再建や生活支援について相談に応じて支援する。

○罹災証明件数（10月1日時点） 【総務班：税務課】

- ・受付件数 5,299件
- ・調査済件数 2,030件

※証明書は10月中旬から発行の予定（郵送）

○ボランティア件数等（9月30日時点） 【館山市社会福祉協議会】

延べ人数：2,117人 活動件数（655件：9/28分まで）

○被災者生活支援の主な制度 【復旧班：建築施設課】【救護班：社会福祉課】

- ① 被災者生活再建支援法の適用決定（R1.9.27千葉県発表）

全壊、大規模半壊 ⇒ 支援金の支給（基礎支援金＋加算支援金）

- ② 被災住宅の応急修理の支援（半壊以上で修理により居住可能）

584,000円以内／世帯（災害救助法）

○ふるさと納税 災害支援（10月1日現在）

寄附額 53,730,016円 寄附件数 4,527件